

申告 固定資産税（償却資産）申告のお知らせ

関課税課固定資産税係（市役所2階4番窓口） ☎32-2016

会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有する資産を申告する必要があります。

市では、償却資産申告の内容について実地調査を行っています。調査時には、ご協力をお願いします。

主な対象物 土地・家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上（固定資産台帳・減価償却明細書）しているものから自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産などを除いたもの

申告方法 市から送付する申告書に必要事項を記入して提出

提出期限 平成30年1月31日(水)



太陽光発電設備

このような資産があれば申告してください

業種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業(貸付を含む)、売電事業	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面、太陽光発電設備一式(屋根材一体型を除く)など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セットなど
店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、箱文字看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスターなど
理・美容業、医(歯科)業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス(麻酔)設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機など
ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷庫など

申告をしていないと… 申告の必要があるにもかかわらず申告しないと、法令により、さかのぼって固定資産税や延滞金が掛かります。

特に新規事業者はご注意ください！ 申告書が届かない場合は、必ず連絡してください。

道路 津山広域都市計画の変更案の縦覧

関市都市計画課(市役所5階) ☎32-2096、県都市計画課(県庁6階：岡山市) ☎086-226-7492

都市計画道路新錦橋押入線(二宮地区)の変更案の縦覧を行います。意見がある人は縦覧期間内に意見書を提出してください。

縦覧期間 12月8日(金)~22日(金)午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜日は除く)

縦覧場所 市都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(県庁6階)

意見書の提出方法 任意の様式に意見を記入し、縦覧期間中に、縦覧場所へ提出する

税申告 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)新設

関課税課市民税係(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

平成30年度の市県民税と平成29年分の所得税の申告から、セルフメディケーション税制の適用が始まります。この制度は、平成29年1月1日以降に、健康の維持・増進や疾病の予防について一定の取り組みを行う個人が、**スイッチOTC医薬品**(要指導医薬品または一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した場合、その費用について所得控除を受けることができる仕組みです。

対象 予防接種や定期健康診断など、健康の維持・増進や疾病の予防のために、厚生労働省が定める「一定の取り組み」を行った人で、自己または生計を一にする配偶者や、その他の親族のために「スイッチOTC医薬品」を購入した人



控除対象額 対象医薬品の購入金額の合計のうち、12,000円を超える金額

控除額の計算方法

(1年間に購入した対象医薬品の購入金額の合計) - 12,000円 = 控除額 (※控除限度額88,000円)

※この特例制度の適用を受ける場合、従来の医療費控除の適用は受けられません

※平成30年度の市県民税の申告では、平成29年1月1日~12月31日に支払った費用が対象です

※申告には「一定の取り組み」を行ったことを証明する書類と、購入した対象医薬品の領収書が必要です

※対象医薬品や制度について、詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>) をご覧ください

決算 ~健全な財政運営を保っています~ 財政健全化判断比率と資金不足比率の公表

関財政課 ☎32-2020

平成28年度決算をもとに、市の財政状況を示す指標を算定しました。健全化判断比率(下表①~④)は、いずれも早期健全化基準を下回りました。また、6つある公営企業会計の資金不足比率(下表⑤)は、資金不足を生じた公営企業は無く、経営健全化基準を下回っています。その結果、健全な財政運営を保っていると判断しています。しかし、合併特例期間の終了に伴い、地方交付税が年々減額されていることなどから、市の財政はさらに厳しい状況になると予測されます。今後も健全な財政運営を維持するためには、一層の行財政改革が必要です。

	解説	平成28年度	平成27年度	早期・経営健全化基準※1	財政再生基準※2
①実質赤字比率	財政規模に対する一般会計などの赤字の割合	赤字なし	赤字なし	11.93%	20.00%
②連結実質赤字比率	財政規模に対する全会計の赤字の割合(財産区会計を除く)	赤字なし	赤字なし	16.93%	30.00%
③実質公債費比率	財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合	11.7%	12.4%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	財政規模に対する将来支払う借入金返済額などの割合	137.5%	156.6%	350.0%	-
⑤資金不足比率	公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合	赤字なし	赤字なし	20.0%	-

※1 基準を超えると、自主的な改善努力によって財政を健全化するため、財政健全化計画や経営健全化計画の策定、外部監査の要求などが義務付けられます

※2 基準を超えると、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられます